

平成二十七年八月二十六日提出  
質問第三九六号

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木貴子

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八〇号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三七三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書に対し、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八〇号）では何ら誠実に答えていない。「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八〇号）を起案した者の官職氏名を明らかにされたい。なお、部署のみにならないよう誠実な答弁を求める。

二 前回質問主意書で、「多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、ハーグ法（武力紛争法）に抵触する」と考えるが、政府の認識如何。」と問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八〇号）では、質問に対し、誠実に答えていない。いい加減な答弁書を閣議決定することは、国民から選ばれた国会議員ひいては国民を愚ろうするものと考えるが、政府の認識如何。

三 改めて、多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、ハーグ法（武力紛争法）に抵触する」と考えるが、政府の認識如何。

右質問する。